秦野総合高等学校同窓会　会則

第１章　総　　則

第１条　本会は、秦野総合高等学校同窓会と称する。
第２条　本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を助成することを目的とする。
第３条　本会の本部は神奈川県立秦野総合高等学校内に置く。

第２章　会　　員

第４条　本会は、次の会員をもって組織する。
（１）正会員　　秦野総合高等学校、秦野南が丘高等学校、大秦野高等学校の卒業生及び秦野総合、秦野南が丘、大秦野高校に在籍した者で入会を希望する者
（２）特別会員　秦野総合高等学校、秦野南が丘高等学校、大秦野高等学校の現旧職員

第３章　役　　員

第５条　本会は次の役員をおく。

会　長	１名	
副会長	３名	
書　記	４名	（職員１名）
会　計	３名	
名誉顧問	１名	（現任学校長）
顧　問	若干名	（現任副校長・教頭及び本会に功労のあった者）
会計監査	２名	

第６条　名誉顧問は現任校長とする。
第７条　本会の役員は名誉顧問、顧問を除き、すべて正会員より選出する。
第８条　会会長、副会長は総会において承認を得る。
第９条　書記、会計は、会長が任命する。なお会計監査は、会長が委嘱する。
第１０条　役員の任期は名誉顧問・顧問をのぞいて１期３年とする。また、再任は２期までとする。
第１１条　学年（年次）幹事は、卒業年度（年次）に各クラス２名を選出し、会長が委嘱する。
第１２条　役員の任務は次の通りとする。
１．　会長は本会を代表し、会務を総理する。
２．　副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
３．　書記は会務を記録し、会の連絡調整にあたる。
４．　会計は本会の会計をつかさどり、総会で収支報告をする。
５．　学年（年次）幹事は担当クラスの事務連絡をする。
６．　会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第４章　総会・学年幹事会・特別委員会

第１３条　本会は３年ごとに定期総会を開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。　定期総会の議決事項は次のとおりとする。

１．事業及び会計報告
２．役員の選出
３．事業計画及び予算計画
４．その他、本会の目的から必要と認められる事項

第１４条　定期総会の議決は出席者の過半数を必要とする。
第１５条　定期総会のない年度は役員会をもって総会を代行する。
第１６条　会長は本会の特別な目的遂行のため、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第５章　会　　計

第１８条　本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
第１９条　本会の予算・決算は総会において承認を得るものとする。
第２０条　正会員は卒業時に、また入会を希望する者は入会時に会費（終身）として５，０００円を納付する。

第６章　会則・細則の改正

第２１条　本会会則の改正は、総会における出席者の３分の２以上の同意を必要とする。
第２２条　本会細則の制定、及び改正は役員会において協議、決定する。

附則

本会則は平成２１年　４月１日より施行する。
本会則は平成２５年　９月５日より施行する。